

公募(3次募集分)に関するQ&A(H24.7.23)

	施設種別	質問内容	回 答
1	共通	第1次・第2次募集で採択された事業への合築等での場合、既に採択済みの事業内容が変更になることは構わないのか。	既に採択された事業の変更について、定員数の変更など重要な事項に関する変更は出来ませんが、併設施設を計画したことによる居室配置の変更が必要なものについては、個別に相談をお願い致します。
2	共通	2つ以上の事業が採択された場合、入札は一本でもよいか。	採択された複数の施設を併設又は同一敷地内で設置する場合は、一括入札で差し支えありません。但し、建設費補助金の活用を予定している場合は、補助対象施設ごとに事業費を算定する必要があるため、設計書等で各施設毎の事業費が分かるような資料を作成頂きます。
3	共通	この度の応募にあたり、介護サービス事業所としてサービス付き高齢者住宅にテナントとして入り、事業を行う予定であります。様式2・3・4が建物の建築にかかる内容となっており、作成につき省略することが可能か、また省略不可能な際についての対応方法について伺います。	既存の施設を利用することで建築にかかる費用が発生しない場合、「様式2 項目7 用地費及び設計工事費」、「様式3 項目2(1) 土地取得関係費及び建物建設関係費」、「様式4 項目2～7」について記載不要となりますが、これらの様式中、建築費以外の記入が必要な項目があるため様式自体の省略はしないで下さい。
4	共通	やむを得ず事業を廃止する場合、補助金返還の計算方法はどのようになるのか。	補助事業により取得又は設置した設備等については、国または県の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することが出来ないことから、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を国または県に納付することとなります。 (注)今回の選定をもって、補助金の交付対象とすることを保証するものではありません。
5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	一事業所がすべての生活圏域をカバーするのか、又は生活圏域ごとに募集するのか。	今回の募集は、地域制限は設けず、市内全体で1つの事業者を募集するものです。なお、選定された事業者がカバーするエリアは、概ね事業所が属する日常生活圏域とその隣接する日常生活圏域程度を想定しています。